

令和３年度 ダイオキシン類の自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法で規定する大気基準適用施設および水質基準適用事業場の設置者は、同法第２８条第１項、第２項および第３項の規定により、排出ガス等の自主測定を行い、その結果を市に報告することが義務づけられています。今回、令和３年度の自主測定結果の報告について下記のとおりまとめましたので、同法第２８条第４項の規定に基づき公表します。

なお、各施設または事業場の自主測定結果の詳細は別表１、２のとおりです。

記

１ 大気基準適用施設の報告状況

(１) 排出ガス自主測定結果報告状況

大津市内における大気基準適用施設は、廃棄物焼却炉１２施設でした。(令和３年４月１日時点で届出されている施設)。

排出ガス中のダイオキシン類自主測定結果については、休止中である４施設を除く８施設から報告がありました。この報告で、排出基準を超過した施設はありませんでした。

表１ 排出ガスの自主測定実施状況

令別表第一の 番号	特定施設の種類の 番号	届出施設数 (R3.4.1 時点)	内訳			
			報告	未報告	休止	廃止
５	廃棄物焼却炉	12	8	0	4	0

注１) 休止は令和３年度の自主測定期間に休止していた施設数。

表２ 排出ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類			報告 施設 数	自主測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 超過施設数	排出基準値 (ng-TEQ/m ³)
廃棄物焼却炉	4 t/h 以上	①	0	—	0	1
		②	0	—	0	0.1
	4 t/h 未満～ 2 t/h 以上	①	2	0.082～0.13	0	5
		②	3	0.0000029～0.0027	0	1
	2 t/h 未満～ 200kg/h 以上	①	1	0.24	0	10
		②	1	0.000082	0	5
	200kg/h 未満	③	1	0.11	0	10
		④	0	—	0	5
合計			8	—	0	—

注) 特定施設の種類の欄中の

- ①は平成９年１２月１日までに設置された施設。
- ②は平成９年１２月２日以降に設置された施設。
- ③は平成１２年１月１５日までに設置された施設。
- ④は平成１２年１月１６日以降に設置された施設。

(2) ばいじん、燃え殻自主測定結果報告状況

廃棄物焼却炉のばいじん、燃え殻中のダイオキシン類の自主測定結果は、表3のとおりでした。
この報告で、排出基準を超過した施設はありませんでした。

表3 廃棄物焼却炉に係るばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

	報告施設数	未報告施設数	自主測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準値を 超過した件数	処理基準値 (ng-TEQ/g)
ばいじん	8	0	0.00030～1.6	0	3
燃え殻	4	0	0.00000053～0.35	0	3

注1) 排出口が複数の焼却炉の共用となっている施設やばいじんと燃え殻の混合排出等の施設があるため、表1の施設数とは一致しない。

注2) ばいじんには、燃え殻との混合灰の場合を含む。

2 水質基準適用事業場の報告状況

大津市内で、水質基準適用事業場として届出がある施設は、廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設及び汚水又は廃液を生じる灰の貯留施設と下水道終末処理施設の2種類で、4事業場（6施設）でした（令和3年4月1日時点）。

これらのうち1事業場について、排出水中のダイオキシン類の自主検査結果の報告があり、この報告で、排出基準を超過した事業場はありませんでした。

また、1事業場については休止しており、残りの2事業場についてはダイオキシン類を含む汚水又は廃液が公共用水域へ流出しないため、自主測定の必要がありません。

表4 水質基準適用事業場の自主測定実施状況

令別表 第二の 番号	特定施設の種類	届出施設数 (R3.4.1 時点)	内訳				
			報告	未報告	休止等	廃止	対象外 ^{注)}
15	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設及び生じる灰の貯留施設	5	0	0	2	0	3
18	下水道終末処理施設	1	1	0	0	0	0
	合計	6	1	0	2	0	3

注)「対象外」とは、下水へ放流する、特定施設内で排水を循環利用するなど、公共用水域への排出がないため自主測定義務のない事業場をさす。

表5 排出水中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類	報告事業場数	自主測定結果 (pg-TEQ/L)	基準超過事業場数	排出基準値 (pg-TEQ/L)
下水道終末処理施設	1	0.000014	0	10

【参考】

◆ng (ナノグラム) : 10 億分の 1 グラムを意味する。

◆pg (ピコグラム) : 1 兆分の 1 グラムを意味する。

◆TEQ: 毒性等量と言い、ダイオキシン類の中で最も毒性の強いと言われている 2, 3, 7, 8-TeCDD (2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン) の毒性を 1.00 とし、ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を 2,3,7,8-TeCDD に換算して合計したもの。

【別表 1】 大気基準適用施設（廃棄物焼却炉）の自主測定結果

施設 番号	工場・事業場の名称	工場・事業場の所在地	排出ガス測定結果			ばいじん測定結果		燃え殻測定結果		備考
			試料採取日	測定値	適用 基準	試料採取日	測定値	試料採取日	測定値	
				ng-TEQ/m3N			ng-TEQ/g		ng-TEQ/g	
1	大津市志賀衛生プラント	北比良 1039-3	令和 4 年 1 月 19 日	0.000082	5	令和 4 年 1 月 20 日	0.00030	—	—	
2	(有)上田産業	千野一丁目 656	休止							
3	(株)滋賀産業	大石中六丁目 2-16	令和 4 年 3 月 16 日	0.11	10	令和 4 年 3 月 17 日	0.0027	令和 4 年 3 月 17 日	0.0040	
4	大津市南部衛生プラント	羽栗一丁目 18-1	休止							
5	(有)中谷組	石山千町 308	休止							
6	琵琶湖流域下水道湖西浄化センター (燃料化施設)	苗鹿三丁目 1-1	令和 3 年 7 月 21 日	0.0000032	1	令和 3 年 7 月 8 日	0.064	—	—	
7	大津市環境美化センター (1 号炉)	膳所上別保町 785-1	令和 3 年 8 月 4 日	0.0027	5	令和 3 年 9 月 7 日	0.27 ※1	令和 3 年 9 月 7 日	0.00018	
			令和 3 年 9 月 7 日	0.00034		令和 3 年 11 月 15 日	0.32 ※1	令和 3 年 11 月 15 日	0.00000053	
			令和 3 年 11 月 15 日	0.000051		令和 4 年 1 月 11 日	0.30 ※1	令和 4 年 1 月 11 日	0.000022	
			令和 4 年 1 月 11 日	0.00099		令和 4 年 3 月 4 日	0.42 ※1	令和 4 年 3 月 4 日	0.0011	
			令和 4 年 2 月 1 日	0.000025						
			令和 4 年 3 月 4 日	0.0000029						
8	大津市環境美化センター (2 号炉)	膳所上別保町 785-1	令和 3 年 8 月 4 日	0.0013	5	令和 3 年 9 月 7 日	0.27 ※1	令和 3 年 9 月 7 日	0.00043	
			令和 3 年 9 月 7 日	0.000048		令和 3 年 11 月 15 日	0.32 ※1	令和 3 年 11 月 15 日	0.000068	
			令和 3 年 11 月 15 日	0.00025		令和 4 年 1 月 11 日	0.30 ※1	令和 4 年 1 月 11 日	0.0021	
			令和 4 年 1 月 11 日	0.0011		令和 4 年 3 月 4 日	0.42 ※1	令和 4 年 3 月 4 日	0.00064	
			令和 4 年 2 月 21 日	0.00095						
			令和 4 年 3 月 4 日	0.000027						
9	大津市北部クリーンセンター (1 号炉)	伊香立北在地町 272	令和 3 年 4 月 26 日	0.084	5	令和 3 年 4 月 26 日	(1.4) ※1 ※2	令和 3 年 4 月 26 日	0.0071	
			令和 3 年 10 月 25 日	0.095		令和 3 年 10 月 25 日	(1.6) ※1 ※2	令和 3 年 10 月 25 日	0.0040	
10	大津市北部クリーンセンター (2 号炉)	伊香立北在地町 272	令和 3 年 4 月 26 日	0.13	5	令和 3 年 4 月 26 日	(1.4) ※1 ※2	令和 3 年 4 月 26 日	0.011	
			令和 3 年 10 月 25 日	0.082		令和 3 年 10 月 25 日	(1.6) ※1 ※2	令和 3 年 10 月 25 日	0.065	
11	ティ・アイ商事(株)	大石曽束町 424-8	休止							
12	(有)丸西建設	南比良 1075-8	令和 3 年 11 月 15 日	0.24	10	令和 3 年 11 月 15 日	0.75	令和 3 年 11 月 15 日	0.35	

注) ばいじん、燃え殻測定結果の「—」は、それらの発生がないことを示す。

※1 大津市環境美化センター及び大津市北部クリーンセンターのばいじんは、1 号炉と 2 号炉の混合灰である。

※2 大津市北部クリーンセンターの廃棄物焼却炉が H12.1.15 時点において現に設置されており、ばいじん等に含まれる重金属が溶出しないように、セメント固化・薬剤処理されて処分されるため、例外としてばいじん等の処理基準が適用されない。このため参考値として扱うが、報告件数には算入する。

【別表 2】 水質基準対象施設の自主測定結果

施設 番号	工場・事業場の名称	工場・事業場の所在地	特定施設の種類	排水測定結果			備考
				試料採取日	測定値	適用基準	
					pg-TEQ/L		
1	大津市南部衛生プラント	羽栗一丁目 18-1	廃ガス洗浄施設	休止			
2	琵琶湖流域下水道湖西浄化センター	苗鹿三丁目 1-1	下水道終末処理施設	令和 3 年 7 月 7 日	0.000014	10	